

改訂 8 版新しい建設業経営事項審査申請の手引 正誤表

本書の一部に誤りがございましたので、下記の通り修正させていただきます。
 謹んでお詫び申し上げます。

頁	行もしくは箇所	誤	正
27頁	下から5行目	平成21年3月31日	平成23年3月31日
28頁	下から2行目	平成20年9月30日	平成22年9月30日
34頁	下から2行目	平成19年4月から平成19年12月	平成21年4月から平成21年12月
37頁	上から2行目	平成18年4月から平成18年12月	平成20年4月から平成20年12月
67～72頁			別紙
76頁	上から5行目	第2条第3項第19号	第2条第3項第18号
〃	上から7行目	第2条第3項第23号	第2条第3項第22号
〃	下から1行目	関係会社貸付明細表	関係会社貸付金明細表
82頁	上から12～13行目	「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」	流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債
83頁	上から2行目	自平成21年1月1日	自平成22年1月1日
84頁	上から2行目	受取利息配当金	受取利息及び配当金
〃	上から8行目	「完成工事高」	完成工事高
〃	下から6行目	「販売費及び一般管理費」	販売費及び一般管理費
〃	下から6行目	完成工事高が完成工事高の	完成工事高が「完成工事高」の
200頁	下から3行目	(告示の別表第七関係)	(告示の別表第八関係)
201頁	上から2行目	(告示の別表第八関係)	(告示の別表第九関係)
〃	上から6行目	(告示の別表第九関係)	(告示の別表第十関係)
〃	上から10行目	(告示の別表第十関係)	(告示の別表第十一関係)
〃	上から14行目	(告示の別表第十一関係)	(告示の別表第十二関係)
264頁	上から1行目	経営事項審査における完成工事高と技術職員数値の相関分析の活用について	経営事項審査における完成工事高と技術職員数値の相関分析の見直しについて

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

(用紙A 4)

注 記 表

自 平成22年6月1日

至 平成23年5月31日

(会社名) (株) 黒瀬組

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）
 - イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② 販売用不動産 個別法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - ② 無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期2年以上かつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理している。
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 5,000千円

- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

4 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

5 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 72,500株

- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式 72,500株

- (3) 剰余金の配当

2009年8月25日 定時株主総会

ア 配当総額 14,500円

イ 一株当たりの配当額 20円

ウ 配当原資 利益剰余金

2010年8月25日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案し可決された。

ア 配当総額 14,500円

イ 一株当たりの配当額 20円

ウ 配当原資 利益剰余金

エ 基準日 2010年5月31日

オ 効力発生日 2010年9月20日

- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

無し

6 税効果会計

7 リースにより使用する固定資産

8 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

9 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

10 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

11 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

12 重要な後発事象

13 連結配当規制適用の有無

14 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 貸借対照表関係	○	○	×	×
4 損益計算書関係	○	○	×	×
5 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
6 税効果会計	○	○	×	×
7 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
8 金融商品関係	○	○	×	×
9 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
10 関連当事者との取引	○	○	×	×
11 一株当たり情報	○	○	×	×
12 重要な後発事象	○	○	×	×
13 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
14 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○…記載要、×…記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注9を除き千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消

し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、執行役、会計参与又は監査役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注4

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中の

ものを含む。)について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注8 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注9 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注10 「関連当事者」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注13 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注14 注1から注13に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。